

平成24年第1回多賀城市議会定例会会議録（第5号）

平成24年2月24日（金曜日）

◎出席議員（16名）

副議長 藤原 益栄

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（2名）

14番 雨森 修一 議員

18番 板橋 恵一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
総務課長 竹谷 敏和
会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 吉田 真美
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○副議長(藤原益栄)

おはようございます。雨水も過ぎまして大分寒さも緩んでまいりました。本日、一般質問 2 日目でございますが、質問、答弁ともにテンポよく、議事進行に御協力よろしく願いいたします。

なお、本日は、議長が欠席しておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 5 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長(藤原益栄)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において戸津川晴美議員及び江口正夫議員を指名いたします。

○副議長(藤原益栄)

この際、御報告申し上げます。

本日、14 番雨森修一議員、18 番板橋恵一議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 仮議長の選任を委任することについて

○副議長(藤原益栄)

日程第 2、仮議長の選任を委任することについてを議題といたします。

お諮りいたします。本日の日程第 3、一般質問において、私も質問をする予定でありますことから、地方自治法第 106 条第 3 項の規定により、本日中における仮議長の選任を私に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤原益栄)

御異議なしと認めます。よって、本日中における仮議長の選任を私に委任いただきました。

日程第 3 一般質問

○副議長(藤原益栄)

日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

16 番昌浦泰已議員の登壇を許します。16 番昌浦泰已議員。

(16 番 昌浦泰已議員登壇)

○16 番(昌浦泰已議員)

私の質問は、津波被害地区に広葉樹の植栽についてであります。

昨年 3 月 11 日の大津波の後、海水が引いてすぐに私は宮内地区に行きました。余震が続く中、いそのにおいが濃く、つるつる滑る道、至るところに散在し行く手を阻む瓦れきを回避しながら、ようやくたどり着いた市域の最南部は、ここがつい先ごろまでは人が暮らしていた場所とは思えない、この世の風景とはかけ離れた状態でした。タンクローリー車にダンプカーや乗用車、仙台新港から流れてきたと思われるコンテナ、家電製品、衣類や食器、CD や書籍類、さまざまなごみ類が混在し、ありとあらゆるものが一緒くたに転がっておりまして。家々は外見をとどめていても津波が流れ貫いており、1 階部分は破壊的な被害でありました。

特に私の目に強く焼きついたのは、住宅の 1 階南側に突き刺さっていた松の木でした。1 軒や 2 軒という数ではなく、仙台新港の松林から流れ着いたものなのか、相当数の松の木がそこかしこの家やその家の庭、また道路にも転がっておりまして。地面に深く根を張った樹木までも押し流す津波の破壊的なエネルギーの強さに驚いたものでした。

月日がたち、宮内地区の記憶も薄れ始めた昨年 11 月下旬に、私は衝撃的な事実を知りました。社団法人実践倫理宏生会の機関紙「倫風」平成 24 年 1 月号に、植物生態学者で横浜国立大学名誉教授の宮脇昭氏の「鎮守の森を森林再生の手本に」という寄稿文を読み、読了と同時に、宮内地区に転がっていた松の木のこと鮮明に思い出されたのです。「倫風」の編集部より引用許可をいただけてきましたので、これより、なぜ松の木が宮内地区に多く流れ着いたかを説明しながら、広葉樹の植栽の有用性について論じたいと存じます。

東日本大震災から 3 週間後から、宮脇昭氏は、宮城県仙台市から岩手県釜石市までの樹木の被害状況を調査しました。ある海岸では、海辺に 2,000 本以上あったアカマツやクロマ

ツなどの防風林は、津波で根こそぎ倒れ、約 2 キロ内陸の田畑まで流されていました。しかし、一方で、シラカシやマサキ、ネズミモチなどは、津波に耐えて生き残っていたのです。針葉樹の松の木は根こそぎ倒され、タブノキやマサキなどの広葉樹はほとんど被害がなかったのです。

古来、日本の土地本来の森は大部分が広葉樹で形成されておりました。北海道や東北地方の山地では、冬に葉を落とすブナ、ミズナラ、カシやカエデ類の落葉広葉樹林、それ以南の海岸沿いにはタブノキ、内陸部にはシイノキ、シラカシ、アラガシ、ウラジロガシなど、沖縄ではオキナワウラジロガシといった常緑広葉樹林が土地本来の森でありました。つまり、北海道や東北地方の山地を除いて、日本列島の大部分の本物の森は、カシ、カシ類、タブ、シイの常緑広葉樹なのです。神亀元年、西暦 724 年、按察使大野東人（あぜちおおののあずまびと）が築城した多賀城は、創建当時、周辺はうっそうとした広葉樹の森があったことでしょう。

ところが、現在、日本にある林や森は、ほとんどが杉やヒノキ、松などの針葉樹であります。自然の針葉樹は、現在では広葉樹に押されて尾根、急斜面、水際などの局地的に自生するのみで、植物の進化の歴史から見ても過去に繁栄した樹種で、少なくとも現在の風土に根差した植生ではありません。事実、これらの針葉樹の多くは、戦後の木材需要を満たすために植林された経済効率優先の林や森であります。

植物にもそれぞれに適した環境があり、これを無視すれば、健全な成長は望めません。植林の森は、杉なら杉、ヒノキならヒノキと一つの種類だけが整然と植えられ、人の手が加わり、効率よく短期間に真っすぐ高く伸びるようにされています。下草刈りや枝打ちと絶えず人が手を入れなければなりません。そして、何十年も手間暇かけてようやく大木に育てたとしても、一たん大雨や台風、地震、津波、干ばつにさらされると、簡単に折れたり枯れたりします。背は高くとも根が浅く保水力が低いので、暴風、地震、津波、洪水等で流され、大きな災害を引き起こしたりします。

今回の震災で倒れ、津波で流された松の木も、恐らく同じであったことでしょう。松は根が横に伸びるため、地震や津波には弱いのです。特に海岸の松は、白砂青松の景観を求めて下草刈りを繰り返され、松以外の草木が排除されてきました。それにより、見かけは立派な松林は、津波によりなぎ倒されたのです。

宮内地区に行ったすぐ後に、私は、知人に頼まれて車で七ヶ浜町の菖蒲田浜に行きました。あの海岸にあった松林がすっかりなかったのです。津波のエネルギーだけではなく、松は津波に弱いという証左であると思います。

2 月 7 日に市議会東日本大震災調査特別委員会で仙台新港の災害等廃棄物中間処理施設を視察しました。行き帰りに市議会のバスから沿道の景色を見ていると、津波の被害があった地区の針葉樹は、根元から折れたり茶色に枯れておりましたが、広葉樹は残っておりました。特にジャスコ多賀城店の入り口の広葉樹は生き生きとしていて、津波の被害の痕跡はどこにもありませんでした。

そこで、私は、本市の公園、施設、市道に広葉樹を植栽していただきたく存じます。災害等廃棄物、特に有害物質等を除いた瓦れきを土とまぜながら埋め、土盛りをし、そこに本市に適している広葉樹の幼木を植えたなら、十数年後には高さ 30 から 50 メートルの緑の壁ができ上がります。もし再び津波が来たとしても、森林の破碎効果で津波のエネルギーは減殺され、水位や津波の速度を弱め、これによって逃げる時間といえますか、人の生存率が高まると思います。宮内地区に仙台新港から流されてきたと思われるコンテナなどを受けとめ、引き潮により人や家が沖に流されるのも防ぐことができると思います。

本来なら一本の帯状に植栽し、海からの津波の侵入に備えることが理想ですが、本市の土地の形状を思うと大変な労力と予算が伴うことですが、本市の居住地区へ海からの漂流物を二度と侵入させないためにも、質問通告書の要旨に記入した範囲のことは、ぜひとも実行していただきたいと思います。何年、何十年、何百年先かわかりませんが、今回規模の津波が発生したときに、後世の人々が、先人は津波の教訓から緑の壁を残してくれたことで被害が少なかったと言われるよう、市当局の決断を期待いたします。

そこで、(1) 市が計画している鎮魂の森には、広葉樹を植栽していただきたく存じます。

(2) 東日本大震災で津波の被害のあった公園や市道、公の施設に広葉樹を植栽していただきたいと存じます。

(3) 特に八幡通公園の防潮堤には広葉樹を植栽していただきたく存じます。

以上三つの項目について回答願います。

○副議長（藤原益栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1 点目の鎮魂の森及び 3 点目の八幡通り公園への広葉樹の植栽についてであります。これらにつきましては多賀城市震災復興計画に位置づけ、防災公園緑地整備事業並びに八幡通り公園盛土防災林整備事業として整備に取り組み、それぞれに防潮機能を持たせるため盛土し、その上に樹木の植栽を行う予定であります。

樹種につきましては現在、国土交通省において、東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備の基本的考え方を取りまとめ中でありますことから、そこで示される技術的指針を待ってから決定してまいります。この基本的考え方の中間報告では、海からの距離によって変化する環境条件や立地条件に応じて、強い耐潮性を有する松林だけでなく、広葉樹を含む混交林により、津波エネルギー減衰に効果の高い多層構造の樹林形成を目指すなど、多様な樹林地により津波災害に強い新たな森を再生していく観点が重要であると示されておりますことから、広葉樹も当然に対象とすべきと認識しております。

次に、2 点目の公園や市道等の公共施設への植栽につきましては、これまでも排気ガスややせた土壌等の劣悪な環境や病害虫にも強く、比較的手入れが楽で花や実、紅葉などで季節感

を感じられるなど、市民に親しまれるような樹木を植栽しております。

今回津波被害のありました公園や道路の植栽につきましては、従来まで植えられていた広葉樹を基本に樹種を選定し、早急に施設の復旧を図りたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（藤原益栄）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

西郷隆盛の有名な詩句に「子孫のために美田を買わず」というのがありますが、今回の私は、「子孫のために美林を残す」というふうな観点から一般質問をさせていただきました。というのは、樹木でございますので、ある程度の年数が成長には必要とするので、今すぐ実行していただきたいという思いから質問させていただきましたところ、おおむね私の望む方向に御回答いただきましたので、満足しているところでございます。

樹木の種類選定とかは、その土地に合った形状のものということでもいいとは思いますが、ぜひとも、最低でも混交林といいますか、針葉樹と広葉樹がやっぱりまじって林なりというか、あるいは一、二メートルで結構ですから帯状に続けて植えていただきたいと思うのであります。そうでなければ効果というのは、ちょっと針葉樹だけではおぼつかないかと。枝の幅だけ根を張るとというのが木の特徴でございますので、広葉樹というのは枝が物すごく長く横に張っていくんですね。ということは、それだけ根も横に広がっていくことでございます。御承知のように、針葉樹というのは縦に伸びる性格があり、枝もそんなに横に広がっていないという形質からしても、針葉樹と広葉樹をまぜて植栽をしていただきたいと思っております。これは回答要りません。要望にしておきます。当局の回答にほぼ満足しましたので、要望にとどめさせていただきます。

○副議長（藤原益栄）

次に、10 番森長一郎議員の登壇を許します。10 番森長一郎議員。

（10 番 森 長一郎議員登壇）

○10 番（森 長一郎議員）

私の質問は大項 2 点の 6 項目であります。

まず最初に、東日本大震災関連であります。

震災からもはや 1 年になろうとしておりますが、物心ともに痛みを背負いながらも前進する市民の皆様の姿に改めてのお見舞い、お悔やみを申し上げ、また、改めて敬意を表するものであります。

先般、多賀城市においても復旧・復興、発展に 10 年間の災害復興計画が示され、並行して、議会においても東日本大震災調査特別委員会が開催され、日々市民の皆様の生活の再建に当局、議会一丸となって取り組んでいるところであります。

震災は、第五次総合計画の実施 1 年目に発災しており、災害復興計画と連動し、見直しをしながら推進してこそ、多賀城市の発展への道が開けると信じているものであります。

もちろん、復旧・復興に対しスピード感は不可欠のものであり、国の財政措置に即して市が起債をし、基金の組み替えをしながら取り崩し対応していることは評価するものであります。地方交付税により補てんされる部分については、震災前も震災以降も不確定なことは変わらないのであります。

少子高齢化、人口減少、震災後の税収の減少など先行き多難であることに変わりはなく、攻めの部分では企業誘致、環境の整備、生活環境の向上、安心・安全の強化などの計画も必要なのであります。復旧・復興の財政負担を後世に強くないためにも、財政の健全化を求めて、民間手法の導入、アウトソーシング等、行財政改革の取り組みは並行して断行すべきと思うところであり、市長に伺うものであります。

次に、市史編さん事業についてであります。

現在、当市の市史編さん委員会は、解散しているところでありますが、今般の東日本大震災は本市にとっても歴史的な出来事であり、後世に検証され生かされるよう記録、教訓を含めた市史編さん事業が必要と思うのであります。当局の見解を伺うものであります。

3月11日には多賀城市民会館小ホールにおいて、当市主催により、震災の犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、元気で活力ある多賀城の復興に向けて決意を新たに、災害に強い安全・安心なまちづくりを市民の皆様とともに進めていくために、東日本大震災多賀城市追悼式が開催される予定であり、御遺族はもとより、市民の皆様にご案内告知がされているところであります。御遺族への御案内に、今回は災害関連死の認定を受けられた方々にも案内状が送られているところであります。

災害関連死認定の当市の対応については、迅速であり、評価すべきものと感じております。

そこで、本市の認定方法及び結果（認定者数）と災害関連死の要因から、関連死を未然に防ぐための対応と対策を伺うものであります。

次に、一般質問、補正予算特別委員会、決算特別委員会、東日本大震災特別委員会などで、区長を初め市民の声や議員個々の支援活動の中から、地域防災計画を補てん・改善すべき点を指摘しており、当局も見直しの必要性に関しては認めておられることから、復旧・復興でマンパワーの不足で多忙とは思っております。昨日来、風化しないうちに、忘れないうちに議員各位も声高に訴えており、速やかに現実に即した地域防災計画を策定すべきと考えるものであります。

そこで、改定版の新地域防災計画は、どのように構築し策定されるのかを伺うものであります。

大項1の5問目であります。団体活動支援金についてであります。

河北新報や市政だよりでも紹介されているのであります。多賀城スポーツ少年団に加盟しており、結成28年、多賀城市の少年団では歴史があると聞いております。天真ジュニアアタッカーズが、3月24日から27日まで鶴岡市で開催される東日本大震災復興支援「届けようスポーツの力を東北へ」第9回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会で、宮城県大会を制し、晴れの、また、アタッカーズ創立以来初めての全国大会へ出場するに至

ったのであります。震災の影響で、他の少年団同様、練習場探しに苦労し、選手 6 人のうち 5 人が津波の被害に遭い、ユニフォームや横断幕も流され、傷心の中で全国大会への切符をかち得たのであります。

しかし、初めての全国大会出場、震災被害等で財政的に厳しい状態から、市の団体活動支援金の相談を受けたのでありますが、市も震災渦中により今年度の補助については休止とのことであり、例外は設けられないことから、チームへの激励、多賀城市の復旧・復興の明かり、多賀城市民への励ましにも通ずることから、小学校 OB が中心となり多くの職員有志の皆さんからの浄財もアタッカーズに送っていただいたことを伺い、この場をおかりし私からも深く感謝をし、御礼を申し上げますところでございます。

しかし、多賀城市の、宮城県代表として、全国 47 チームが集まる復興を目的とした大会に、全市民の全児童の期待、希望、元気、笑顔を携えて行ってほしいと思うのは、私だけではないと思うのであります。職員の皆様に感謝しながらも、今後、同様の状況下での活動支援金について、全国大会出場以上は当該事例より除外されるよう改善を願うものであります。

最後に、国の提唱するこども園についてであります。

これは親の就労の有無で利用施設が限定される。少子化が進む中、幼稚園、保育所別々では子供の育ちにとって大切な子供集団が小規模化してしまし、運営も非効率である。保育所待機児童が二、三万人存在する一方、幼稚園利用児童は 10 年で 10 万人減少している。育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が大幅に不足するなど、少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取り組みだけでは対応できない状況が顕在していることから、この問題に対処するために、いわゆる幼保一元化の政策から都道府県の認定による認定こども園制度が確立されたのであります。

平成 23 年 4 月 1 日現在の認定こども園の認定件数は、全国で 762 件ということであり、公立 149 件、私立は 613 件、種類別では幼保連携型が 406 件、幼稚園型 225 件、保育所型 100 件、地方裁量型 31 件という内訳状況となっているのでありますが、当市の取り組みの方向性を伺うものであります。

以上 6 点について質問をさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（藤原益栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、復旧・復興に係る御質問のうち、行財政改革の取り組みについてお答えいたします。本市の復旧・復興を実現していくため、多賀城市復興推進計画を策定しております。この計画を実現するための各種事業には、震災復興交付金、震災復興特別交付税など、国・県の財政支援を最大限に活用してまいります。しかし、震災復興交付金等の対象とならない事業が

出てくることも想定されることから、今回、各種基金の再編等も行い、できるだけ将来に負担を残さないよう努めております。

議員御指摘のとおり、行財政改革の取り組みについても、継続して実施していくことが重要であると認識しております。行財政改革における事業の統廃合やアウトソーシングについては、昨日、深谷議員の一般質問でもお答えしたとおりでございますが、行財政改革の中には、公平な負担のあり方や補助金のあり方などの見直しといった市民サービスに直接影響する部分もありますので、引き続き、進めてまいりたいと考えております。

また、平成 24 年度から事務事業評価の対象を全事務事業に拡大する予定としておりますことから、行政サービスとしての目的、成果、コストなどを意識して業務に当たるとともに、必要性、有効性、妥当性について点検しながら改善に取り組んでまいります。

次に、2 点目の災害の記録、教訓を含めた市史編さん事業に関する御質問についてお答えいたします。

本市では、震災復興計画にあるように、東日本大震災の経験を後世にしっかりと伝承し、世界に発信することにより、震災を風化させないことを目指しております。

過去に内陸部まで津波が襲来し、大きな被害を受けた歴史が残っていたにもかかわらず、それが生かされなかったということについては、やはり経験の伝承が十分でなかったと言えます。議員の御提案は、震災の記録や教訓を含めた市史編さん事業が必要ではとのことですが、現在は、災害の記録を作成するための資料を収集しているところであり、それらの資料が将来、市史を編さんすることとなった場合の資料として有効に活用できるものと考えておりますので、御理解願います。

3 点目の災害関連死についての御質問ですが、昨年 2 回市議会定例会において、森議員より関連死の判定基準等に関して御質問をいただき、厚生労働省から提供された長岡市の判定基準等を参考に、本市においても認定基準を定めて判断してまいりたい旨、回答いたしました。その後、他市町の状況も参考に、東日本大震災に係る多賀城市災害弔慰金等支給審査委員会設置要綱を定め、医師や弁護士などによる委員 5 名の構成による同委員会を平成 23 年 10 月 20 日に開催し、事案を審査した結果、申請のあった 22 件はすべて災害関連死であるとの判定をいただきました。

また、災害関連死を未然に防ぐための対応と対策についてですが、今回の災害弔慰金等支給審査委員会の審査案件をかんがみますと、医療機関が災害時に電気や水などのライフラインを確保し、医療行為を継続できる態勢を整備すること、また、避難所や救護所において、傷病者判別により適切な治療につなげることが重要であると改めて認識いたしました。

このことから、今回の東日本大震災の教訓を生かし、災害時における応急医療体制の整備・拡充について、県や医師会等の関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、4 点目の地域防災計画の策定についての御質問でございますが、今回の東日本大震災を受け、想定できなかった被害、市民への対応、不測の事態の行動マニュアルなど、地域防災計画に記載されていないことが多々あったことから、平成 24 年度中に全面的に計画の

見直しを行うことといたしております。

今年度は、本市職員の災害対応行動を把握するため、震災業務に従事した職員や消防団員などから広く意見や課題を抽出したほか、職員アンケート、個別のヒアリング等を実施しております。そして、平成 24 年度は、市民が求める緊急時のサービスやニーズを把握するための調査として、市民や区長並びに地域団体に対するヒアリング等を実施する予定です。これらのヒアリング等から得た貴重な御意見を積み上げ、大学教授など有識者の指導を受けながら分析を行い、その結果をもとに、多賀城市地域防災計画を初めとする職員行動マニュアルや避難所運営マニュアルなどの作成に反映してまいりたいと考えております。

5 点目の生涯学習活動費補助金についてですが、平成 23 年度につきましては、この補助金を初めとして、さまざまな事務事業を休止せざるを得ない状況でございました。平成 24 年度についても同様な状況は続いておりますが、当該補助金につきましては、生涯学習推進基金の活用を図り予算計上をしているところでございます。

最後に、こども園についてでございますが、総合こども園は、新システムにおける幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ幼保一体型施設で、総合こども園への移行は、今後段階的に実施されていくこととなります。現時点においては、制度上の課題も多くあることから、保育園及び幼稚園関係者双方が今後の保育や幼児教育のあり方に大きな懸念を抱いている状況にあります。幼保一体化による待機児童の解消や子育て世代への手厚い支援を実現していくためには、保育園及び幼稚園関係者の理解と協力が不可欠でございます。このようなことから、市内の私立保育園や幼稚園経営者との意見交換の場を設けるなど、連携を密にとりながら今後の検討の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（藤原益栄）

森長一郎議員。

○10 番（森 長一郎議員）

まず、東日本大震災関連の中で（1）に関しましては、行財政改革の断行をというふうなことでございました。昨日の深谷議員との質疑の中で、本当に十分反映していけるのかなというふうなことで、私からもあえてこの件に関しては再質問はいたしません。ぜひ後世にそれこそ重い荷物を背負わせないように我々が頑張っていかなければいけないというふうに思いますので、ともに頑張っていきましょう。よろしくどうぞお願いいたします。

（2）の市史編さん事業であります。市史編さん、結果的に編さんをしていくというふうな理解でよろしいか、これは確認でございます。

次に、災害関連死についてでございますが、ありがとうございました。22 件、申請全員が認定されたというふうなことで、それこそ心のいやしになっていただければというふうに思いますので、また、それに対応しての対策といたしまして、トリアージ等、御回答の中にご覧いただきました。ただ、地域医療、今回も仙塩病院が 10 年間の間に移転してしまうというふうなことがございました。まず、その地域医療の部分でも医師会等に訴えかけていく。これ

は多分病床の問題、それから受け入れ人数の問題等があるとは思いますが。ただ、災害時の安心・安全で、このことに関して地域医療計画はどのように改善されていくのかも見ていかなければいけないというふうに思うところでありますので、ぜひこの辺のところをもっともっと現場の声として上げていただければと。御答弁は結構です。

次に、新しい地域防災計画、ちょっと時間がかかりそうだなと思うんですが、当面、案の策定がまず取り急ぎされなければいけないんだろうなというふうに思います。なぜかといいますと、東海地方を中心にして、大規模、あとは東京直下型というふうな形でまた大きな震災等が起こるんじゃないかというふうに言われております。新聞等でも、地域のそれぞれ被害に應じた、ないし想定に應じた地域防災計画の見直しが必要であるというふうなことで、今まで画一的だったと、県がつくったものをそのままコピーしているところもあったというふうなことでございますので、ぜひこれはスピード感を持って対応していただければと。これは要望にとどめたいと思います。

次に、各団体への活動支援金の件でございますが、活動支援金につきましては次年度の予算に計上されております。まずはほっといたしました。ただ、今回のさなかで、なかなか柔軟的に対応していただければ非常にありがたかったのではないかなと。逆に職員の皆様方の柔軟的な対応で非常にありがたかったんですが、市の対応としてちょい、市民みんなからの応援という形ができればよかったのかなというふうに思いますので、ぜひ、これ内規で定められていると思いますので、どの対象がどのぐらいの支援金というふうなことでおっしゃいます。その中で、どんな場合でもという、度合いはあるとは思いますが、ぜひ御一考いただければと。ですから、まず来年度、次年度からは全面的になると。最低限全国大会に行く、被災をされている中からのチームの出場ということなので、その辺は改めて考えていただければというふうに思います。これも答弁、結構でございます。

こども園についてでございます。

こども園、そもそもこの質問の発端は、私立幼稚園の経営者の方々ちょっと懇談する機会がございまして、その中で少子化も含めて、非常に危機感を持たれている。そういう部分では市はどのように考えているんだろうかというふうなことで、そういう話し合う場というか、機関が、これ非常に難しいんですね。要は所管が二つに分かれていて、文科省と厚生労働省の二つにまたがっているという部分で、幼稚園と話すべき問題なのか、それぞれ保育所と話していくべきものなのか。今回も二つ保育所がふえます。待機児童をとにかく早急に解消しようという当局の姿勢は、非常に評価するものでありますが、最終的にどこかにひずみが行くと。双方でやっぱり考えていかなければいけないことなんだろうというふうに思います。国の施策、県の認定、市町村の判断というふうなことでございまして、ぜひ私立幼稚園、保育所、双方とも協議をしていただけるように、これはまず市長に改めてお考えを伺えればというふうに思います。よろしく申し上げます。

○副議長（藤原益栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ちょっと答弁をやっていいものと、やって、ちょっと区別がつかなかったのがいろいろあるんですけれども。

まず、市史編さんの関係でございますけれども、これは今いろんな資料を集積しているような状況でございます、これを積み重ねて、これはあと1年かそこら回収に時間を要するんじゃないかなというふうに思いますので、それを改めて市史編さんに活用できるように、当然やらなければいけないことだというふうに思います。下手すると、あと千年後の方が必要になる資料かもしれませんし、今回の場合ですと、特にいろいろと機器が近代化したというか、書物ではなくて写真からDVDから、それこそ映像がいっぱいあるわけでしょうし、そういうものの編さんも十分に活用して、後世に伝えていくという仕組みづくりは非常に大切なことだというふうに思いますので、十分に頑張っていきたいと思います。

地域防災計画は、よろしいんですか。スピード感を持って当然やらなくちゃいけないと思います。ただ、きのうもちょっとお話ししたと思いますけれども、これに関しては地域防災計画、今までの金太郎あめみたいな全国版みたいなやつではなくて、この地域独特のものというものがあつたわけですね。皆さんも体験されているでしょうし、職員もいっぱい体験されて、どこがいい、どこが悪い。あるいは消防団の方もどこがいい、どこが悪いということで、本当に体験した生々しい状況でございますから、それを反映させるような地域防災計画づくり、下から積み上げた地域防災計画づくりをしたいというふうに思います。ですから、森議員おっしゃったような、あるいは東海、東南海、南海の3連続の地震等、当然三重県とか愛知県とか、いろいろとバックアップしてくれたところから来た方々は、津波がどうやって来たのか、その際にどういう対応をしたのかということをつぶさに記録していきましょね。その辺のことも交えて、そういう方々に協力してくださった方に今度こういうのをつくりましょよということを示せるようなものにしていきたいなというふうに思います。

それから、最後に、幼保一元化の関係でございますけれども、これなかなか難しいですね。特に3歳未満児の総合こども園、それから保育所型こども園、ここでしか3歳未満児は見れないというふうなこともございますし、まだまだこれ幼保一元化に向けては相当の山があるんじゃないかなというふうに思っております。

市長会の方でも文教の方の担当をやっているものですから、この問題も浮上してきておりました、まだ最終的な結論には至ってないということもございまして、ここで答弁いたしましたように、私立保育園や幼稚園経営者などとのいろいろと意見交換会とか、そういうことも交えながら何とかいいものに持っていけるように、できれば私も一緒に入って、中央の方に訴えていくべきものは訴えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（藤原益栄）

10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

ちなみに、今の幼保一元化の件ですが、宮城県では認定件数は 9 件しかないんですね。そのうち公立が 5 件、私立が 4 件。幼保連携型が 8 件、幼稚園型が 1 件というふうなことで、どちらかというところ、公立、自治体が運営している部分、多分、よく詳しくは調べてなかったんですが、地方の方がまず中心になって動いているようです。要は、まちの経営する幼稚園、まちの経営する保育所、隣接しているところが幼保一元化として手っとり早い方法でというふうな形で対応しているというふうな形であろうと思います。ということで、ぜひその協議の場を設けていただいて、その不安を幾らかでも解消していけるように、ないし、その声を上まで届けていけるように、ぜひよろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（藤原益栄）

次に、3 番江口正夫議員の登壇を許します。3 番江口正夫議員。

（3 番 江口正夫議員登壇）

○3 番（江口正夫議員）

自由民主党会派の江口であります。

通告どおり 2 問、質問をいたします。

まず、第 1 問の被災住宅の再建等に対する助成についてであります。

今回の大震災では、1 月 19 日現在、本市の全壊家屋は 1,731 世帯、半壊は 3,589 世帯であり、そのうち家屋等の解体申し込み数は 1,617 件であります。

連日解体作業が進められ、1 月末現在、約 3 分の 1 の解体が完了しています。本市独自の施策であります産業廃棄物の中間処理施設の運用が開始され、解体作業も加速されるものと思います。今は至るところに解体後の更地や解体を待つ倒壊家屋があり、寂寥とした気持ちにもなりますが、一方で新築工事が進められている住宅も散見され、安堵の気持ちにもなります。今後は復興の本格的な第一歩として、更地には新しい住宅の再建が進むものと思います。

さて、昨年 8 月、宇宙飛行士の古川聡氏と石巻の大川小学校の児童を含む、東日本大震災で被災した子供たちと交信するイベント「宇宙と話そう銀河教室」が大和町で開かれました。そのとき、古川氏は、宇宙から子供たちに「海の青さと地上の緑がすごくきれい。夜はまちの光に人間の活気を感じます。その景色を見ると、被災地は力強く復興すると確信できます。皆さん大変だと思いますが、その日やれることを続けていけば、きのうよりきょう、きょうよりあすの方がよくなっていきます。夢を持って夢に向かい歩き続ければ必ずかないます。一緒に頑張りましょう」との激励メッセージを送られ、子供たちに勇気と希望を与えられました。まさに本市の被災者に求められる思いであります。

そこで、被災した住宅再建等への助成についてであります。昨年 6 月から 7 月にかけて、本市では被災者意向調査が 5,332 世帯に対して実施をされ、8 月にその結果が報告をされています。回収率 50.3%で、おおむね半数の世帯から回答がありました。

その中で「今後の居留意向についてお聞かせください」との設問に対して、「被災した住宅

を修理し、または建てかえして住みたい」が 44.6%、「市内に新たな住宅を取得したい」9.4%となっており、半数の世帯が住宅再建の意向であることがうかがわれます。もちろん、その後の状況に変化があるとは思いますが、多くの方が近い将来に住宅再建を目指しているものと思われます。

現在、住宅再建支援策としては、国による災害生活支援制度や住宅再取得ローン減税の拡充、災害復興住宅融資、個人版私的整理ガイドライン等があり、県では、独自の支援策であります既存債務の利子助成制度、また、他の市でも独自の宅地への助成等が実施されており、また、実施の予定であります。一方で、住宅や土地は個人資産であるため、公助に対して是非の両論があることも承知をいたしております。また、助成のための財源の確保は大きな問題でもあります。

しかし、住宅再建を促進することによる効果は大きいと私は考えます。その効果として、市長が目指しておられる「優しい元気なまちづくり」の再生、コミュニティの再構築、人口流出防止とその副次効果としての経済の活性化、そして何よりも困難なときに温かい手を差し伸べてくれる安心感と、それによって将来への希望として市民が受けとめることができるでしょう。さらに、その所産として、行政と市民との間に何よりも信頼関係がより深まるのではないのでしょうか。

以上の効果からも、住宅の再建が公共性の高い重要な事業であると思います。本市においても、新年度予算計上事業として、被災者生活再建支援事業、生活・消費者相談事業に引き続き取り組むとしております。しかしながら、被災者の一部の声として、住宅再建に向けての支援は十分でないと感じております。

今が本市再生と発展の百年の計の最も大事なスタートであると思います。財源の確保や復興事業の優先度等を考慮しながらも、国や県が行き届かない本市独自の住宅再建等に向けてのきめ細やかで目に見える助成、すなわち復興基金等を活用して、自力再建に向けて頑張ろうとしている世帯を対象に、住宅再建並びに宅地かさ上げ等への助成を打ち出されてはいかがでしょうか、御見解をお伺いします。

次に、平成 24 年度の固定資産税及び都市計画税について質問をいたします。

国は、津波により甚大な被害を受けた区域で、平成 23 年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋には、原則として平成 24 年度分の固定資産税、都市計画税は課税されないとしております。ただし、その使用状況などを勘案して課税することが適当として、指定した土地・家屋については 2 分の 1 減額課税、または課税されるとしております。また、仙台市は 1 月、被災した宅地や家屋、農地に対し、実施した同税の減免措置について、平成 24 年度は甚大な被害を対象を絞って継続するとの方針を固めています。

本市においては、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例、平成 23 年 6 月 27 日条例第 12 号において、第 4 条で平成 23 年度の固定資産税の減免について規定されていますが、平成 24 年度の固定資産税及び都市計画税についての減免・課税についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

以上で最初の質問を終わります。

○副議長（藤原益栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

江口議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、第 1 点目の被災住宅の再建に対する助成についてでございますが、本市では、震災復興計画に定めたとおり、防潮堤や防潮壁、防災公園等の多重防御による減殺対策を講じること、想定される最大の津波でも浸水深や流速がかなり軽減されることから、原則的に現地での再建をお願いしているところでございます。

御質問の本市独自の支援策として、東日本大震災復興基金等を活用して住宅建設並びに宅地のかさ上げ等に助成されてはどうかということでございますが、この問題は、個人の財産形成に公費を充てにくいという側面があるものの、地盤沈下による影響と大雨で今後も浸水被害が懸念される地域もあることから、江口議員御指摘の施策も講じる必要があると認識しております。

市といたしましては現在、助成対象とする地域の範囲やかさ上げの内容に応じた助成割合、助成期間の設定等を検討しており、制度設計に向けた作業を進めているところでございます。ぜひ御了承いただきたいと思っております。

次に、2 点目の固定資産税の課税免除及び減免についてでございますが、御質問にありましたとおり、地方税法の改正により、津波により甚大な被害を受けた区域につきましては、平成 24 年度においても固定資産税、都市計画税の課税免除を継続することが可能となり、本市におきましても、平成 23 年度に引き続き、津波浸水区域の課税免除を継続することとし、被災された方々の復旧・復興の足がかりにしていきたいと考えております。

また、平成 23 年度において減免措置を行った津波浸水区域以外の被災した土地・家屋につきましては、平成 24 年の評価がえにより、震災による被災状況が評価額に反映され、税負担の軽減につながることから、減免は行わないことといたしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（藤原益栄）

3 番江口正夫議員。

○3 番（江口正夫議員）

1 問、2 問につきましては、非常に市長から前向きな御回答をいただきまして満足いたしております。

1 点だけ、ちょっと再質問をさせていただきます。固定資産税の点でございますが、平成 24 年度の減免・課税について御質問しましたけれども、これは特例としての単年度の考え方でしょうか。固定資産税は、原則として 3 年に 1 回検討され見直しされるということでは

すので、その点、今後3年間を考慮されるのか、それが1点。

もう一点は、県では、復興事業の用地取得のため、これ関連質問なんですが、沿岸部の5市町約100カ所を選定して、県不動産鑑定士協会に全面的に委託をして土地の評価をしてもらうというような方針でございますが、この調査結果については、本市としても共有するかどうか。そこを2点お伺いしたいというふうに考えます。

○副議長（藤原益栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

市民経済部長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

○副議長（藤原益栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それではお答えいたします。

24年度、25年、26年、3カ年度の課税についてはどのようになるのかという1点目の御質問でございますけれども、これは評価年次が平成24年に実施されますことから、したがって、3年間、ただいま市長が申し上げたような形で、震災によって被災したことによって、家屋等、土地もあわせてでありますけれども、評価減となった部分は、税額に反映されるというようなことでございます。

それから、2点目の沿岸の各団体の県による評価における調査地点が100カ所というようなことでもありますけれども、これも、それらも参酌して評価に反映されるべきものというふうにとらえております。

以上でございます。

○副議長（藤原益栄）

それでは、11時15分まで休憩といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○副議長（藤原益栄）

議事を再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を続行いたします。

6番米澤まき子議員の登壇を許します。6番米澤まき子議員。

（6番 米澤まき子議員登壇）

○6番（米澤まき子議員）

自由民主党、米澤まき子です。

それでは、私から質問させていただきます。

有効な情報の伝達手段である災害FMの開局について伺います。

未曾有の災害に見舞われた被災地の中で、住民への情報伝達手段として許可を受け、臨時に開設される FM 放送のラジオ局、口頭による申請で免許を取得でき、通常の放送と比べて簡単な手続で開局できるということになっております。免許人は各自治体であります。今回の東日本大震災を受けて、東北・関東地方では 27 局が開局、このうち 19 局が現在も放送を継続しております。石巻や塩竈のように既存のコミュニティ FM 局が臨災局の免許を取得して切りかわった例は少数派でして、県内では 11 局が新規に開局いたしました。

ライフラインの最重要なかなめとなる鉄道も道路網なども寸断されたために、陸の孤島になった被災した住民にとっては、ライフライン情報さえも入手困難な状態でありました。FM 局を即刻開設した自治体には、とにかかくにもそれぞれの自治体から発信するライフライン情報によって、どれだけ救われたことでしょうか。仙台市を除く周辺の自治体においては、住民への独自の情報伝達方式がありませんでした。せいぜい避難所の告知板により情報を張り出すのが精いっぱいでした。

地域を寸断するような大災害において住民が最も不安に感じることは、物資不足であり情報不足でもあります。今回の東日本大震災に限らず、台風やゲリラ豪雨などの自然災害発生の危険が迫る避難警報発令の前後には、局所的な地元情報が必要不可欠であります。最近の住宅事情によりますと、機密性の高い住宅においては、台風・暴風の中では一般の肉声だけによる放送は聞こえにくいというふうに言われております。大ざっぱな広域の情報では、避難などの判断にはほとんど役立たないと思います。住民にあいまいな判断をさせるのと同じでもあります。長期的な停電を含む、ライフラインの寸断された大震災ほど、地元の災害情報、支援情報は非常に重要であると考えます。

ここでちょっとだけ塩竈市における FM の概要をお伝えしたいと思います。

1995 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災を教訓にして、宮城県沖地震に備えるために設立されたそうです。多分皆さんも御存じだと思います。J-WAVE というのもうお聞きになっていると思いますが、そしてこの後、2 年後には会社を設立いたしまして、その 1 年後には開局に至っております。昨年 3 月 11 日には、震災に伴う津波によって演奏所が浸水し、放送が休止とされました。しかし、その 2 日後の夜には、塩竈市役所に演奏所及び送信所を移転して放送を再開に至ったという経緯でございます。この放送で大変助かったという方々が大勢いたことは言うまでもありません。

開局された自治体の多くは、デマなど飛び交っている状況を目の当たりにしたことから、リアルタイムで情報が伝えられるメディアの必要性を実感したと述べています。今回の教訓を踏まえ、今後、有効な情報の伝達手段である災害 FM への開設を検討されてはいかがでしょうか。

最初の質問を終わります。

○副議長（藤原益栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の御質問にお答えいたします。

今回導入する防災行政無線では、子局を市内全域に設置し、災害時における市民への情報の伝達に万全を期すことはもちろん、情報伝達の補完を目的とした臨時災害放送用コミュニティ FM 局の無線装置の放送設備が標準で含まれております。コミュニティ FM の放送については、災害により甚大な被害が発生した市町村の場合は、口頭での申請で臨時の免許が交付されることになっており、被害状況をリアルタイムで伝えるとともに、電気・水道等のライフラインや交通などの生活関連情報、安否情報などをラジオを通して発信することができるようになります。

今後は、いつ発生するかわからない災害に備え、こうした情報発信機能を十分に使いこなすための訓練や研修を充実させたいと考えております。

なお、災害時の有効な情報の伝達手段という点では、既に昨年 11 月からエリアメールのサービスを実施しております。これは携帯電話に災害情報等を直接送信するもので、機種は限定されますが、多賀城市域で受信することが可能となります。今回の災害では、国道 45 号や産業道路での通過交通車両が津波によって数多く被災しましたが、そういった方々にも直接メールで切迫する危機を伝達することができますので、大いに役立つものと思っております。これらの多種多様な情報発信手段を利用し、災害時にも市民の皆様へ正確な情報が伝達できるよう努めてまいります。

以上です。

○副議長（藤原益栄）

6 番米澤まき子議員。

○6 番（米澤まき子議員）

前向きな回答ありがとうございました。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

今こういった形でエリアメールということで、ただ今後、これに関しては無線の有資格者が必要になると思うんですが、これももちろん研修を行った上で、きちんとそれが必要となると思うんですが、その辺が一つと、それから、今後、啓蒙活動をして、もっと市民に広くこれは広げる必要があると思うので、これに対しては何をどういった、具体的に何かを考えていらしたら、その辺もあわせてお願いいたします。

○副議長（藤原益栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

詳しく総務部長からお答えさせますので、よろしくをお願いします。

○副議長（藤原益栄）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

御質問のとおり、放送には電波法による無線免許が必要ということになりますので、これにつきましては第 2 級の陸上無線技術士の資格保持者が従事するというふうな形になっております。それが一つの条件ということになりますけれども、こういった電波を通じて情報を伝えるということについては、日ごろの訓練ってこれ必要かと思えます。ですから、そういった部分についてもしっかりと研修をして、いざそういった場面に遭遇した場合にはきちっとした情報が伝達できるように、これは大いに備えていきたいというふうに思っております。

それから、いろいろな情報伝達機器が世の中にはいっぱいございますので、そういった情報をどういった場面でどういった形で使うのかというふうなことにつきましても、今後、防災計画を見直しをしていく過程の中でしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（藤原益栄）

6 番米澤まき子議員。

○6 番（米澤まき子議員）

それでは、1 点だけ要望とさせていただきます、終わりにいたします。

ある市民の方から、そういった部分ができれば、せめて災害ステッカーとしてラジオとか、いろんなところに、ぱっと家庭でわかるような、周波数に合わせてラジオを皆さん、災害、地震になったときにすぐそこに合わせて聞けるような形、災害ステッカーでもいかがですかという案がありましたので、ぜひこれを要望とさせていただきます。

以上です。

○副議長（藤原益栄）

13 番根本朝栄議員の登壇を許します。

（13 番 根本朝栄議員登壇）

○13 番（根本朝栄議員）

私の質問は、通告どおり次の 4 点でございます。

まず初めに、被災者再建支援についてお伺いいたします。

甚大な被害をもたらした東日本大震災発生から間もなく 1 年を迎えようとしております。

平成 24 年は復興元年として、さらに、被災者の皆様に寄り添いながら全力を挙げて市当局

並びに議会も取り組んでいかなければなりません。

本市の復興計画の基本的な考えは、現地再建であります。特に津波被害が甚大な地域の皆様は、現地再建をするにも多額の経済的負担が伴うわけであります。

被災者の皆様が受けられる公的支援は、生活再建支援制度では複数世帯で基礎支援金が100万円、建築する場合の加算金が200万円と合計300万円であり、再建する方にとって十分とは言えない金額であります。しかも、津波被害があったところは、再建するにしても盛土や基礎のかさ上げをするなど、防災対策を兼ねた工事が必要となりますが、そこには何ら公的支援がないのが現状であります。

そのため、各自治体では独自に助成をする動きが広がってきております。お隣の塩竈市では、家屋が半壊以上の判定を受けた地権者がみずからかさ上げ工事をする場合、工事費用の半額、20万円を限度に補助する制度を立ち上げました。財源は復興基金であります。また、仙台市では、50センチ以上の盛土やかさ上げといった宅地防災工事に対し、費用の9割、460万円を限度に助成する制度を創設いたしました。

助成額は自治体によってさまざまですが、被災者の再建を支援するこのような助成制度は、現地再建を基本とする多賀城市にとっても欠かせない重要課題と認識するものであり、本市においても、盛土やかさ上げなどの防災工事を行う地権者に対し、助成制度を創設して被災者再建支援を行うべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、国保財政の健全化についてお伺いいたします。

国民健康保険の財政については、医療費の伸びなどにより大変厳しい状況となっており、平成22年度から3年間の暫定措置として、やむなく保険税を値上げしたことは皆様御案内のとおりであります。平成24年度はその3年目に当たります。この暫定措置は、国において平成25年度から後期高齢者医療制度を廃止し新たな医療制度を構築するとしていたため、25年度までの措置として改正したのであります。しかるに、国においては、いまだに医療制度改革の全貌を明らかにせず、不透明のままとなっております。

このような状況が続くとするならば、本市においては、国民健康保険制度を維持するため、再び24年度中に税率改正を視野に検討しなければならず、新たな負担を市民の皆様にお願ひする事態になるのであります。これは大変重要な問題であります。したがって、現政権においては、社会保障と税の一体改革の中で市民の負担をこれ以上ふやすことのないよう抜本的な医療制度改革の議論を、そして結論を早急に出していただきたいと念願するところであります。

さて、これまで本市においては、疾病予防のため、各種健康診査、がん検診、脳検診など積極的に取り組んでこられました。その成果もあらわれておりますが、少しでも無駄を省き、健全化に寄与したいとの思いから、次の点について御提案申し上げます。

厚生労働省では、安価な後発医薬品の普及促進に力を入れております。後発医薬品とは、御存じのように、新薬の特許期間が切れた後、厚生労働省の承認を得て、別の製薬会社が同じ成分を使って製造・販売する薬のことです。研究開発費がかからないため、新薬と同

じ効能でありながら価格が新薬の3割から7割安いのであります。効能が同じで安い薬であれば、医療費抑制にもつながり患者負担も少なく済むことから、厚生労働省と歩調を合わせ、本市においても後発医薬品の普及促進に全力で取り組むべきであります。

さて、広島県呉市では、医師会や薬剤師会の御協力のもと、2008年7月からジェネリック医薬品促進通知サービス事業を実施しております。これは被保険者が使用している薬を後発医薬品に切りかえた場合の差額を照合し、その上で薬代が高額となっている上位約3,000人を選び、後発医薬品に切りかえた場合、どれだけ薬が安くなるかを知らせる差額通知を郵送しております。通知を受け取った被保険者は、医療機関でこの通知を提示すれば後発医薬品への切りかえを求めることができる仕組みとなっております。これによる削減効果は、年度途中から始めた2008年度は9カ月で4,450万円、2009年度は約8,870万円、2010年度は約1億1,440万円と、年を増すごとにその効果を上げております。また、2009年7月からは、後発医薬品への変更希望の意思を伝えるジェネリック医薬品希望カードも送付して普及促進を図っております。担当者は、後発医薬品の普及率が上がり、今では通知を出した人の約7割が切りかえていると話されております。

本市においても、大変厳しい財政状況にかんがみ、医師会や薬剤師会の御協力をいただき、医療費の適正化と財政健全化を図るため、他市の例に倣い、ジェネリック医薬品促進通知サービス事業を実施し、後発医薬品の普及促進に努めてはいかがでしょうか。

また、同一傷病について同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に受診する重複受診者及び同一傷病について同一月内に同一診療科目を多数回受診する頻回受診者、多受診者とも申しますが、への訪問指導が医療費適正化の有効な手段となることは、論をまたないところであります。薬の副作用も懸念されることから、レセプト点検調査をもとに重複多受診者リストを抽出し、保健師による訪問指導を徹底して行い、医療費の適正化を図るべきと考えますが、あわせて市長の見解を伺います。

最後に、太陽の家についてお伺いいたします。

太陽の家につきましては、心身障害児通園施設として、条例に基づき、障害児と健常児の統合保育をする施設として運営してまいりました。

多賀城市心身障害児通園施設条例第2条では、「心身に障害を有し、または心身の発達等におくれが見られる児童に対して、障害の克服に必要な機能訓練と生活指導を行い、これら児童の療育に資するため、心身障害児通園施設を設置する」とあります。この条文だけを見ますと、他の自治体にもある障害児施設と何ら変わりはないわけですが、本市の特徴は、条例第3条2項に、「市長は、前項第1号の児童の療育の指導上、必要があると認めるときは、障害を有しない満3歳から小学校就学の始期までに達する児童を対象とすることができる」と規定しているのであります。つまり健常児も通園できる施設にしたというのが最大の特徴であり、そのため、補助金はなく、運営費用の一切が市単独費用となっております。これはノーマライゼーションの理念のもと、障害者も健常者もともにひとしく生活できる社会の実現を目指し、児童のうちからこの理念を体得してもらいたいとの当時の市長

の考え方により、市独自の施設となったわけであります。

太陽の家は、統合保育との観点から、全国的にも珍しい施設となっており、そのため、これまで多くの他自治体及び議会の皆さんが視察に訪れております。しかし、残念なことに、同様の施設ができたという話は、まだ一度も聞いたことがありません。

太陽の家ではここ数年、健常者の定員割れが続いております。また、設置当初と比べると、ノーマライゼーションの理念も幅広く社会に浸透していることから、頭書の目的は達成されたものと認識するものであり、これらを踏まえ、太陽の家の施設運営のあり方について検討すべき時期が到来していると考えます。

この問題につきましては、平成 21 年度決算質疑及び平成 23 年度予算質疑の中で、法に基づく施設運営を行うとともに、個別に行われている発達相談と療育指導を一体的にできる体制を検討してはどうかと質問しております。当時の部長は、運営のあり方について部内で検討していること、また、個別にやっている事業を統合することも含め、太陽の家の軸足はあくまで障害児であることから、一定の方向性を見出していきたいと答弁されております。また、現在の施設を障害者自立支援法に基づく施設にした場合、削減される財源について質問したところ、概算で五、六千万の財源が浮くということでありました。これは大きな削減効果でもあります。

また、平成 22 年 6 月 10 日に、「障害児とその家族を支援する会」と「言葉につまずきのある子を持つ親の会」連名で、市長に対し、多賀城に発達支援センターの早期設置を求める要望書が提出されていることもあり、これらの要望にこたえていける施設の検討もしていかなければなりません。議会においても、これまで藤原議員や米澤議員が同様の質問をしている経緯がございます。

したがって、先送りすることなく、太陽の家を、条例本来の目的である障害児の療育に視点を置いた法に基づく施設にするとともに、太陽の家の療育指導と健康課の言葉の相談を統合して、一体的に相談・療育指導ができる体制を構築するため、平成 24 年度中に検討し、一定の方向性を出していただきたいと思いますが、市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○副議長（藤原益栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1 点目の被災者支援について、盛土や住宅のかさ上げ等、防災工事を行った場合の助成制度を創設してはいかがかとのことでございますが、大津波による浸水に加え、大雨による浸水被害に再三見舞われている地域の方々には、独自の支援策ができないかを模索しておりました。江口議員からの同様の御質問にもお答えしましたとおり、現在、制度設計を進めているところでございますので、御理解願いたいと思います。

2 点目の国保財政の健全化策についてでございますが、ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、平成 24 年度までに後発医薬品の使用を 30%以上にするという政府の達成目標に向け、本市では、平成 23 年 10 月から被保険者証更新時にジェネリック医薬品希望カードを各世帯に送付し、また、広報誌への掲載や窓口での手続の際にカードを差し上げております。

また、差額通知につきましては、平成 23 年度に実施を予定しておりましたが、東日本大震災の影響により、委託している国保連合会のシステム改修に時間を要したため、実施ができませんでした。平成 24 年度につきましては、実施する方向で現在、調整を進めております。

推進体制の整備につきましては、宮城県が平成 21 年 10 月、医師会、薬剤師会、薬品卸組合等で構成される宮城県後発医薬品安心使用促進協議会を設置し、現状の把握と問題点の調査・検討を行っております。

なお、本市だけの取り組みでは難しいことから、2 市 3 町が一体となって宮城県後発医薬品安心使用促進協議会、塩釜医師会・薬剤師会等と連携を図りながら、ジェネリック医薬品の利用促進につながるよう環境整備に取り組んでまいります。

次に、保健師による訪問指導でございますが、本市では、重複多受診者訪問指導についてのマニュアルを作成し、毎年、対象者を抽出し訪問指導を行っております。対象者は、同一疾病について複数の医療機関で受診がおおむね 3 カ月以上続いた方や、月 20 回以上の通院が 3 カ月以上続いた方ですが、平成 23 年度は 3 人の方を抽出し訪問指導を行うこととしております。今後においても、レセプト点検をさらに強化し、重複多受診世帯に対する訪問指導を徹底して、医療費の適正化に取り組んでまいります。

最後に、太陽の家についてでございますが、これまでも根本議員を初め、複数の議員の方々から御質問をいただいております。国の障害児施策の制度設計を見きわめながら検討し、方向性は障害児の療育・相談の拠点となる施設として位置づけていきたい旨、回答してきたところでございます。

近年、太陽の家への通園希望者は、より個別的指導を必要とする障害児が多くなっている一方で、健常児が減少しており、議員御指摘のように、障害の内容や保護者のニーズの変化があらわれているものと認識しております。太陽の家で実践してきた統合保育も、開設当時に比べ、地域社会の中で障害児の理解が深まるなど、一定の役割を果たしたものととらえており、その上で国の制度に基づく児童発達支援事業施設の導入も視野に入れる必要があると考えております。

太陽の家については現在、障害児の療育を専門とする大学教授の指導を得ながら障害児の療育体制について調査・検討を行っているところであり、根本議員がお話しされましたとおり、平成 24 年度中には一定の方向性をお示ししたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（藤原益栄）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

全体的に前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず、被災者再建支援ですけれども、これは先ほど江口議員からも同様の質問がございまして、前向きの回答をいただいております。大津波や洪水の地域、特にそういう地域の方を対象としながらも考えているというようなお話でございましたので、いち早く制度設計をしていただいて、これからがお家を再建するなり、そういう工事が徐々に出てくると、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、国保財政に関してですけれども、これは厚労省の PR チラシなんですね。ここに明確に、効き目はもちろん安全性も同等だと、このように言っています。市長がおっしゃったように、現在 22% ぐらいの普及率なんですけれども、30% を目指して厚労省ではやっているということで、PR 活動を全力でやっているんですね。

だから、私の質問の趣旨は、差額通知を出しただけでいいということじゃなくて、最後に市長が答弁したように、医師会や薬剤師会の皆さんの協力をいただかないと、なかなかこの事業は進展しないということなんですね。これは先ほど紹介した呉市では、本当にその医師会の皆さんの説得といいますか、御協力をいただくのに大変な御苦労があったということも伺っております。そういう意味では、2 市 3 町のエリアで医師会がありますから、2 市 3 町で同時歩調で進むということもこれは理解できることでございますので、これもいずれやるようなお話ではなくて、しっかりと早目に協議会を設置していただいて、そしてやっぱり早く進めるべきものは進めると。少しでも財政の健全化になるものは進めるという、そういう勢いのあるスピード感を持ってこの対策もやっていただきたいと、こう思います。

先ほど削減効果、私紹介しましたけれども、呉市は 24 万なんですね。多賀城は 6 万ちょっとですから約 4 倍なんですよ。3 年目にして 1 億 1,000 万の削減効果がある。市全体でもそういう取り組みをしているということになっているので、多賀城市においてもしっかりとその PR、そしてまた普及・啓蒙をやっていただいて、少しでも財源の削減効果につながるように今後、なお一層の御努力をお願いしたいと、こう思います。スピード感を持ってやると。そういう意味で御回答をお願いしたいと思います。

そしてまた、訪問指導を徹底して行っている状況だというような答弁でございました。薬をいっぱい飲んだり、あるいはあちこちからいただくということになると、ここにも書いてますけれども、副作用ということも非常に懸念されるんですね。副作用を起こしてまた調子悪くなって、また薬を飲むと。病院に行くということの、そういうことも考えられますので、しっかり一軒一軒訪問していただいて、適切なアドバイスをしていただくという中に、患者さんの健康も守りながら医療費の適正化も図るということが主眼でございまして、その辺にまた焦点合わせた対応を御努力をお願いします。

太陽の家については、24 年度中に一定の方向性を出すということでございますから、期待をしてお待ちしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

先ほどの安価な後発医薬品のスピード感を持って取り組むという点について御回答をお願いします。

○副議長（藤原益栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

呉市の事例をお話しされておりましたけれども、先ほどのお話のとおり、24万という人口ですよね。ここ2市3町だと19万ちょっとでございますから、広域でやらなくちゃいけないというところがちょっと複雑かなというふうに思いますけれども、医師会も、それから薬剤師会も2市3町で連携して、他の団体との連携を図りながら進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、首長同士の話し合いがあった際に、私の方からの提案としても、ちょっとお話ししてみたいというふうに思っております。スピードアップをしてということでございますが、なかなかそこまで進むかどうかはわかりませんが、機会はいっぱいありますので、お話ししていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（藤原益栄）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

本市でできること、2市3町でやる場合はそういう努力をしていただいて、本市でできることというのがあるわけですよね。差額通知を出してPRをする。こういうことは徹底して推進をしていただいて、少しでも削減効果が出るような御努力をお願いします。終わります。

○副議長（藤原益栄）

ただいまから昼の休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（藤原益栄）

議事を再開いたします。

それでは、ここで午前中、私に委任いただきました仮議長に15番吉田瑞生議員を指名し、交代をさせていただきます。

吉田瑞生議員、よろしくお願いいたします。

（副議長自席へ 吉田議員議長席へ）

○仮議長（吉田瑞生）

図らずも仮議長の選任を賜りました。それでは、仮議長として、暫時、議長の職務を行います。

引き続き、一般質問を行います

8 番藤原益栄議員の登壇を許します。

(8 番 藤原益栄議員登壇)

○8 番(藤原益栄議員)

本日、議長の欠席をあらかじめわかれば、通告はしませんでしたけれども、通告をしてしまいましたので、予定どおり簡潔に質問をさせていただきます。

2 月以降、本市の話題は、仮設住宅にかかわる話で持ち切りでありまして、宮内の問題は後景に追いやられた感がありますが、同地区の復興計画について質問をさせていただきます。市当局が宮内地区の皆さんに行ったアンケートでは、「移転したい」「残りたい」「迷っている」が、ほぼ 3 分の 1 ずつになっておりまして、対応がなかなか難しい状況になってございます。ただ、アンケートには、アンケートの限界があるのではないかと。すなわち都市計画上のさまざまな諸制度、あるいは復興制度上のさまざまな諸制度を十分に説明した上でのものか。十分理解した上での回答かといえ、必ずしもそうとは言えない面もあるのではないのでしょうか。そういう意味では今後も丁寧な対応を望みたいと思います。

さて、私が宮内地区を住宅地として現地復興することにずっとひっかかりを持っておりませんが、それは以下の二つの点でございます。

その一つは、本市の津波被災地域の中でこの地域の被害が格段に大きかったということにあります。私は 12 日の午後にこの地域に入りましたが、流された家屋、削られた家屋、20 メートルほど流され反転していた家屋、流れてきたタンクローリー、バス、木材、瓦れき、それは大変なものでございました。市内での犠牲者の 5 分の 1 がこの地区でしたが、それによくとどまったと思うほどの惨状でございました。土塁を回すとはいえ、この地域の方々の心の傷は簡単にいえるものではないと思うわけがあります。

そして、もう一つの疑問は、都市政策上の問題であります。

宮内地区の住宅地は、工場地帯に突き出た形になっております。都市計画上の用語でいいますと、工業専用地域の中に工業地域が突き出た形になっております。現在私が持っております都市計画地図は、平成 13 年 3 月修正のものでありまして、ちょっと古いかもしれませんが、工業専用地域は水色、工業地域は薄い水色で表示をされております。工業専用地域は工場地帯のほとんどでありまして、工業地域は町前、桜木三丁目、栄、明月、宮内等になってございます。工業地域の住宅地である宮内地区は、工業専用地域に三角形の形で突き出ておりまして、都市計画図では、水色の中に薄水色が突き出た形になっております。具体的には、この地区の東側に東北フィルターがありましたが、解体をされて更地となっております。南側は仙台港に接しておりまして、西側には鉄くずが山になってございました。ここを住宅地域にして本当によいのかというのが都市政策上の根本的な疑問であります。

そこで、私の提起は、この地区を工業地域から工業専用地域とする。その中でいかに住民を救済するか。これを基本方針として臨む方がいいのではないかとということになります。

私ども日本共産党市議団は、2 月 15 日の午後に東松島市にお邪魔をいたしまして、仮設住宅の管理運営とともに、防災移転事業の勉強もさせていただきました。第 2 回復興まちづ

くり計画集団移転等に関する説明会の資料で説明を受けましたが、東松島市では、移転した跡地の利用にメガソーラー等、再生エネルギー基地にするとして、それが主な要因のようでもあります。震災前の価格が余り下がらないとしておりまして、従前の価格の80.6%から97%の範囲で買い上げる、そういう方針を出してございます。

例えば、高い方ですと、東松島市の矢本の字蜂谷前というところでは97%になってございます。同じく東松島市の牛網、これは戦前の海軍の松島航空基地の地下司令部があったところですけども、96.4%となっております。低い方では、東松島市の浜市、ここは野蒜築港の市街地だったところですね、ここが80.6%、それから野蒜は大体が80%台になってございます。それから大塚、宮戸についても80.6%ということで、東松島市の当局が資料3として添付している参考資料ですと、こうして80.6%から97%の範囲で買い上げると、そういう資料になってございました。

そして、この移転する地域の皆さんへのケース別の支援内容といたしまして七つほど挙げておりますが、大きく分けると、四つのケースが考えられるとして支援のケースを例示してございました。一つは、集団移転先に自宅を建築する。二つ目は、集団移転先以外に自宅を建築・購入、あるいは賃貸住宅に賃借する。三つ目は、集合住宅タイプ、または戸建て住宅タイプの災害公営住宅へ移転をする。四つ目は、これは建物がなかった皆さんですけども、土地の買い上げのみという大別して四つのケースに対応するとしてございます。

さまざまな条件が違いますので、東松島のこの対応をそのまま、まねをするということではできないかとは思いますが、こうした東松島市のやり方についても、選択肢の一つになるのではないかというように思いますが、市長の見解を求めまして、最初の質問とさせていただきます。

○仮議長（吉田瑞生）

市長の答弁を求めます。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答え申し上げます。

東日本大震災調査特別委員会でも御報告いたしましたが、宮内地区にお住まいだった方に対するアンケート調査結果についてまず触れたいと思います。

先ほど藤原議員から3分の1ずつというふうなことも言われたわけでございますけれども、このアンケート調査結果では、宮内地区にお住まいだった方の22%、これは19世帯ですけども、「いずれ宮内に戻りたい」と回答されております。持ち家の方に限定すれば、32%、15世帯が「いずれ宮内に戻りたい」と回答されております。その一方で、お住まいだった方の37%、31世帯、持ち家の方に限定すれば、32%、15世帯が「宮内には戻らない」と回答しており、資産の売却志向がうかがえます。

さて、藤原議員からは宮内地区を工業専用地域にすることが望ましいとの御質問であります。宮内に戻りたいと意思表示をされている方々がいる中で、この地域を工業専用地域に

することが最善の策であるとは思っておりません。宮内に戻りたいとする方にこの土地の安全性を提供することが市としての責務であり、また一方で、宮内には戻りたくないとする方には、できるだけ地価の下落を生じさせず売却等がしやすい環境をつくるのが最善の策であると思っております。

現在、工業地域となっている宮内地区は、住宅の建設が可能ですが、工業専用地域に変更しますと、住宅は当然建築はできません。既存の住宅は不適格建築物となり、新築・増築は制限されるわけです。土地の資産的価値も下がるのが一般的でございます。

本市では、震災復興計画でお示ししたとおり、多重防御により想定される最大の津波でも市内全域で浸水深と流速がかなり軽減されることから、原則的に防災集団移転ではなく、現地での再建をお願いすることにしたところでございます。宮内地区では、特に防災公園緑地整備事業及び八幡通公園盛土防災林整備事業を実施することにより、安全・安心を提供してまいります。

したがって、防災集団移転ではなく、宮内地区を市街地としての再生を前提にしたまちづくりを展開することで、東松島市の防災移転事業による地価の下落抑制の効果と同様の効果、すなわち、震災前と比較しても、地価の下落はそれほど大きくならないものと考えております。

なお、今後も地区内に居住されていた方や土地を所有している方とまちづくりの方向性についての勉強会を重ね、合意形成を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○仮議長（吉田瑞生）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

私は、都市政策上は住宅地でなく、工業専用地域にした方がいいなというふうに思っているんですが、やっぱり最終的には地権者の意見を尊重しなきゃいけないので、いろんな対応があるだろうというふうには思います。

それで、市街地の整備ということで対応したいということなんですが、一つは、価格が余り下がらないんだというお話でした。多賀城が今考えているようなやり方でやれば、住宅地の価格が余り下がらないというお答えだったんですが、どの程度になるかというのは試算ができていますかどうか。もしできていればお答えいただきたいと思います。

それから、引き続きあそこを住宅地として整備をして住んでいただくということになれば、いわゆる海軍工廠の機銃部のタコポリ跡を境にして大変な鉄くずが山になっているわけです。15メートル、20メートルあるかどうかわかりませんが、そういう鉄くずの山になっているわけですね。そういうものも解決しないと、さあ皆さんここに住んでくださいというふうにはなかなかならないんじゃないかと。懇談会のときに、あそこはどうするんだという意見も出ていまして、そのときに、業者と話し合ってみますと言ったけれども、そうは言ったものの、いわゆるタコポリから西側については工業専用地域になっているわけですよ。そ

うすると、業者はそれなりの使い方をしていいということになっちゃうんですね。それで果たしていいのかと。本当にあそこに住んでもらうという点でいえば、私は西側の土地の使い方についてもやはり考えてあげないと、住みたい人がいるからというだけでいいのかという問題が残っていると。そういうことで、いわゆる西側についてはあのままにするのか、それとも何らかの手を打つのかということについて、2点について御回答をお願いしたいと思います。

○仮議長（吉田瑞生）

市長。

○市長（菊地健次郎）

宮内地区に関しましては、たしか前にちょっといろいろと考えていく中で、なぜあそこだけが工業地域かという中で、昔から住まいがあったということで、あそこだけ三角形の突先みたく出てるわけでございますけれども、そういう歴史的な背景があって工業専用ではなくて工業地域にしたということで、住まいもできるようにという状況だったわけでございます。工業専用地域に全部するべきだという御意見でございますけれども、特に仙台では訴訟にまで言及されているようなことでございまして、できれば私は話し合いをじっくりしながら、あそこにお住まいされたいという方にとっていい環境づくりができるようなことをやっていきたいと思っておりますし、鉄くずの山という話もございましたけれども、鎮魂の森という構想もございますので、できるだけ住まいされる方にとってもいい環境づくりにしてやればというふうに思っております。

試算とか、先ほど藤原議員から業者と話し合ってみますと言われたこととかも含めて、後半部分は復興局長の方から答弁させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○仮議長（吉田瑞生）

震災復興推進局長。

○市長公室震災復興推進局長（鈴木 学）

お答えいたします。

まず試算については、これは宮城県が音頭をとりまして、今回の被災になったところの資産価値がどの程度になるのかということで3月には調査に入るということで聞いてございます。多賀城市内からも三、四点ポイントをとらえて調査ということになりますので、その調査結果が出て初めて、その価格がどのくらい下がるのかというのが出てくるかと思っております。

それから、もう一つ、鉄くずを解決しなければならぬというお話ございました。私どもも、市民の方との意見交換会の中には、やっぱり被災の傷跡というのがあって宮内に帰りたくないとおっしゃる方と、それから、ああいうような環境ですので空気が悪いので戻りたくないという方の御意見もちょうだいしております。まずもっては、とりあえず住宅地の方々の御意見、そういうものをしっかりと見きわめた上で、まちづくりの方向性を見定めた上で、さらに現在工業地域になっております区域も含めたまちづくりをどうしていくのかという

ことも検討していくということでございます。

○仮議長（吉田瑞生）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

繰り返しになりますが、まちづくりのあり方としては、やはり私はひっかかりを持っているんですが、さっきも言ったように、あくまでも地権者の意見を尊重しながらやるということになりますので、くれぐれも丁寧な対応をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○仮議長（吉田瑞生）

これをもって一般質問を終わります。

以上で、仮議長としての職務は終了いたしましたので、副議長と交代させていただきます。

（仮議長自席へ 副議長、議長席へ）

日程第 4 議案第 22 号 平成 24 年度多賀城市一般会計予算

日程第 5 議案第 23 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 24 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 25 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第 26 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 27 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計予算

○副議長（藤原益栄）

この際、日程第 4、議案第 22 号 平成 24 年度多賀城市一般会計予算から日程第 9、議案第 27 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計予算までの平成 24 年度多賀城市各会計予算を一括議題といたします。

お諮りいたします。本予算の提案理由については、さきの施政方針の中で既に説明されておりますので、この際、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤原益栄）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 22 号から議案第 27 号までの平成 24 年度多賀城市各会計予算については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤原益栄）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件については、18 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、こ

れに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 人を指名いたします。

○副議長（藤原益栄）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日 2 月 25 日から 3 月 7 日までは休会いたします。

来る 3 月 8 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 24 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 2 月 24 日

副議長 藤 原 益 栄

仮議長 吉 田 瑞 生

署名議員 戸津川 晴 美

同 江 口 正 夫